

# 2020 迎春

新年あけましておめでとうございます。

ここ数年日本でも異常気象や想定外の大災害が起こっています。夏が暑い、耐えられない暑さが続き、秋の始まりが遅くなっています。この問題に、声を上げたのは16歳のスウェーデンの少女グレタ・トゥンベリさんと400万人もの世界各国の若者たちでした。

「人々は苦しんでいます。人々は死んでいます。生態系は崩壊しつつあります。私たちは大量絶滅の始まりにいます。それなのに、あなた方が話すことはお金のことや永遠に続く経済成長というおとぎ話ばかり。30年以上にわたり科学が示す事実は極めて明解でした。あなた方はその事実から目を背け続ける必要な政策や解決策が見えてすらいなのに、ここにきて、十分にやってきたと言えるでしょうか。」とても厳しい言葉です。抜本的な対策を取ろうとしてこなかった私たち大人への怒りがあふれています。これからでも遅くありません。

又、昨年11月24日、ローマ・カトリック教会のフランシスコ教皇は、被爆地長崎で「核兵器は安全保障や平和と安定を希求する上で、「解決策にならない」と述べ、「むしろ核兵器はいつもその望みの実現を妨げているように思われる」、「相互破壊の恐怖や完全破壊の脅しと平和は相いれない」、と言われました。唯一の被爆国日本が一日も早く核兵器禁止条約の批准をするように頑張りましょう。

昨年は、ラグビー人気が高揚しました。母校の大西鐵之祐教授（のべ9年間早大ラグビー部監督で幾多の実績、64年に日本代表のヘッドコーチ、66年に監督就任、68年ニュージーランド遠征でオールブラックス・ジュニアを破る。）は「われわれが今持っている平和は、敗戦後の国際的な情勢によってもたらされたものであって、われわれの血を流して獲得したものではない。従って現在の国民の大部分は平和が当たり前のように思っている。そして戦争などまさかと思っているであろう。昭和7年満州事変勃発から5年で戦争は始まっている。平和から戦争へ、



想像力は  
現実を変えられる



東京都で見つかった絵

東京都で見つかった絵がバンクシーの作品ではないかと話題になった。「ネズミは迫害されてゴミの中で必死に生きている」とバンクシーは話しており、働いても生活が楽にならない労働者をネズミに例えていると言われている。傘を手に空を飛ぶネズミ。そこには「空から舞い降りるヒーローを待つのではなく、自分の傘で飛べばいい」という想いが込められているのではないだろうか。

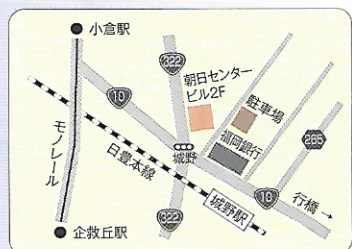
そして暗黒の敗戦から40年、命がけでつかみとったこの平和を守りきらなければならない。無意味な戦争に血を流すのなら、現在の貴重な平和を守るために命がけで戦う覚悟が必要であろう。」（『闘争の倫理、スポーツの本源を問う』鉄筆文庫）と訴えています。子どもたちに平和で安心な世界のバトンを渡しましょう。

■ みなさんといっしょに環境や社会の問題を考え、紙面を作っていきます。

# 東風

No.35

● 発行日 2020年1月吉日  
● 発行所 小倉東総合法律事務所  
● 編集者 荒牧 啓一  
● 連絡先 〒802-0062 北九州市小倉北区片野新町2丁目12番21号  
朝日センタービル2階  
TEL 093(932)5575  
FAX 093(932)5600  
e-mail: ponpoko@lime.ocn.ne.jp



# 相続法が約40年ぶりに改正されました

## はじめに

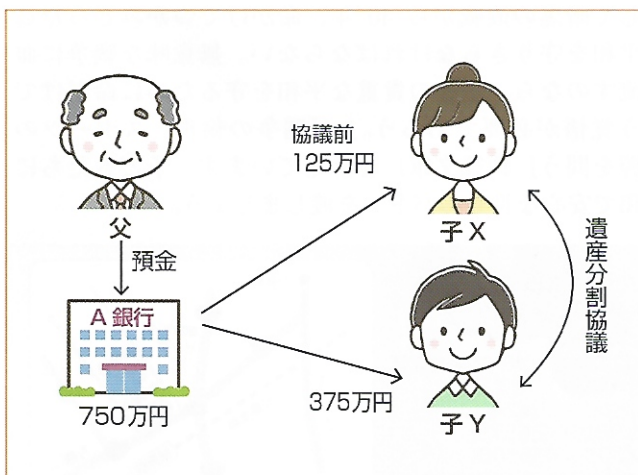
この度、民法の相続法分野が大きく改正されました。本紙では、改正された制度2つを取り上げたいと思います。

## 預貯金の払い戻し制度の創設

平成28年12月19日最高裁決定により、相続された預貯金債権は遺産分割の対象になると判例が変更されたため、相続人らは法的にも、遺産分割協議が終了するまでの間預貯金の払い戻しができなくなりました。しかし、これでは相続人らが、被相続人の葬儀代の支払や被相続人の負債の返済など臨時の出費に対応できなくなるおそれが生じ、相続人らにとって大きな負担となっていました。

そのため、令和元年7月1日から施行された制度が、預貯金の払い戻し制度です。この制度では、相続開始時の遺産預金額の3分の1に各相続人の相続分を乗じた額までであれば、引き下ろすことが可能になります(909条の2)。ただし、1つの金融機関から払い戻し受けられるのは150万円が限度です。以下、例をあげて説明しましょう。

(例) 父が亡くなり、相続人には子X、Yがいます。父の遺産は、A銀行に預けている普通預金750万円があります。このとき、Xが、遺産分割協議が終了する前に、A銀行から払い戻しを受けられる金額はいくらになるか？



$$\begin{aligned} &\rightarrow \text{遺産 } 750 \text{ 万円} \times 1/3 \times 1/2 \text{ (Xの法定相続分)} \\ &= 125 \text{ 万円} \end{aligned}$$

以上のとおり、設例では、Xは、A銀行から、遺産分割協議が終了する前に125万円の払い戻しを受けることができます。

なお、Xは本来相続により、375万円の預貯金の払い戻しを受けられますが、残りの250万円の払い戻しを受けるには、Yとの間で遺産分割協議を済ませる必要があります。そして、仮に、XとYとの間の遺産分割協議が任意の話し合いでまもらなければ、Xは、Yに対し、遺産分割調停又は遺産分割の審判を家庭裁判所に申し立てることになります。

## 居住用不動産の贈与等に関する優遇措置

相続法改正前までは、夫婦間で居住用不動産の遺贈又は贈与が行われた場合、原則として遺産の先渡しを受けたものと扱われその価額を具体的相続分から控除されるため、結果として、居住用不動産の遺贈又は贈与を受けた配偶者が最終的に取得する遺産の額は、居住用不動産の遺贈又は贈与があった場合とそうでない場合とで差異がありませんでした。

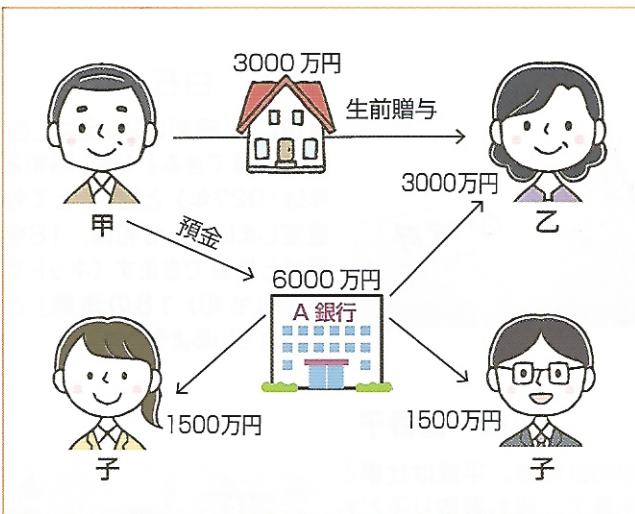
しかし、長期間生活を共にしてきた夫婦の一方が他方に対し居住用不動産を遺贈又は贈与する趣旨は、通常、①これまでの貢献に報いるため、②老後の生活保障をするため、と考えられるため、遺産分割のときに居住用不動産の遺贈又は贈与を遺産の先渡しとして扱いその価額を具体的相続分から控除することは、遺贈又は贈与をした配偶者の意思に反すると考えられます。

そのため、令和元年7月1日から施行された制度が、婚姻期間が20年以上の夫婦間で居住用不動産の遺贈又は贈与が行われた場合その持ち戻しを免除する意思が推定されるという制度です。これにより、婚姻期間が20年以上の夫婦間で居住用不動産の遺贈又は贈与が行われた場合、原則として遺産の先渡しとして扱わなくてよくなったた

め、遺贈又は贈与を受けた配偶者がより多くの遺産を相続できることになりました。以下、例をあげて説明しましょう。

(例) 甲と乙は30年間婚姻している夫婦です。甲は自分が亡くなる前に、乙に対し、甲所有の自宅(時価3000万円)を生前贈与しました。甲の相続開始時に6000万円の預金があり、相続人が乙と子2人の場合、誰にいくら相続されるか？

→仮に、持ち戻し免除の制度がなければ、乙の相続分は1/2なので、乙が受け取れる預金は以下のとおり1500万円になります。



$(6000 \text{ 万円} + 3000 \text{ 万円}) \times 1/2 - 3000 \text{ 万円} = 1500 \text{ 万円}$

そして、最終的な乙の取得額は、自宅3000万円と預金1500万円の合計4500万円です。

しかし、持ち戻し免除の制度が新設されたことで、乙が受け取れる預金は以下のとおり3000万円になります。

$6000 \text{ 万円} \times 1/2 = 3000 \text{ 万円}$

そのため、最終的な乙の取得額は、自宅3000万円と預金3000万円の合計6000万円になるわけです。

以上のとおり、持ち戻しを免除する意思が推定される規定が創設されたことで、配偶者はより多くの財産を取得できることになりました。ただし、他の相続人の遺留分を侵害することまではできません。

## 最後に

今回の相続法改正は、ご紹介した制度以外にも多くあります。今回の相続法改正が気になる方、相続のことでお悩みの方がいらっしゃれば、お気軽に当事務所までご連絡ください。

## 「いい弁護士」とは どんな弁護士?

弁護士 白石 寛

「いい弁護士」、とはどんな弁護士でしょうか？

この一年間、慣れない仕事には追われながら、一年生なりに日々理想を追いかけてきました。

いい弁護士とは、分かりやすいところで、報酬を安くしてくれる弁護士でしょうか？

ですが、薄利多売になって「安かろう悪かろう」では、本末転倒です。事案ごとに適切な額を判断しなければなりません。

では、裁判でいい書面を書ける弁護士でしょうか？

ですが、依頼者の悩みや要望をよく汲み取れないまま裁判で勝ったとしても、本当に事案を解決したとは言えません。

それでは、依頼者の話をよく聞く弁護士でしょうか？

ですが、依頼者の要望を突き通すだけでも事案は解決しません。当事者を説得して妥当な解決へ導かなければなりません。

今まで抱いていた理想の弁護士像と、実際の



いい弁護士とは違うのかもしれない、と思うようになったことが、この一年間の収穫でしょうか。これからも「いい弁護士」を目指す心だけは常に持ち続けています！